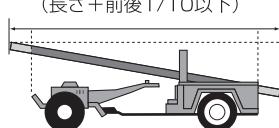
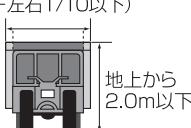


学科教本訂正表

法令の一部改正に伴い、教本の内容をつぎのとおり訂正します。訂正箇所（ページ等）を確認のうえ、ご使用ください。

訂正内容	
P.127	<p>「NOTE ●限定免許」につぎの内容を追加してください。</p> <p>●サポートカー限定の普通免許</p> <p>運転できるのは、特定の安全運転支援装置（衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置）が搭載された普通自動車（サポートカー）に限られます。</p>
P.128	<p>「NOTE ●大型自動車の運転資格」につぎの内容に差し替えてください。</p> <p>●運転免許の受験資格の特例と若年運転者期間</p> <p>大型免許、中型免許、第二種免許については、「受験資格特例教習」を修了すれば、「19歳以上で、準中型免許、普通免許または大型特殊を現に受けており、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して1年以上」で受験することができます。</p> <p>この特例により運転免許を取得した人が、大型免許・第二種免許は21歳、中型免許は20歳に達するまでの間（若年運転者期間）に違反をして一定の基準（P142の初心運転者期間の図参照）に達した場合は、「若年運転者講習」の受講が義務づけられ、これを受講しなかったり、受講後に再び違反をして一定の基準に達した場合は、その免許が取り消しになります。</p> <p>◆◆◆このほか、自衛官は19歳で大型免許や中型免許を受験できますが、取得した免許で運転できる大型自動車は自衛隊用の車両のみ、中型自動車は20歳以上で免許取得2年以上になるまでは自衛隊用に限られます。</p>
P.131	<p>「〈2〉仮免許による練習」の②をつぎのとおり訂正してください。</p> <p>②その車を運転できる第二種免許を受けている21歳以上の人</p>
P.134	<p>「6 高齢者講習」の本文と右側の黄枠をつぎのとおり訂正してください。</p> <p>①免許証の更新をしようとする人で、更新期間の満了日の年齢が70歳以上の人には、その満了日前の6ヶ月以内に公安委員会などの行う高齢者講習（または政令で定める講習など）を受けなければなりません。</p> <p>②更新期間の満了日の年齢が75歳以上の人には、高齢者講習に加え、認知機能検査を受けるか、認知症に関する医師の診断書を提出しなければなりません。さらに、過去3年間に一定の違反歴がある場合は、運転技能検査を受け、更新期間内に合格できないと免許証の更新をすることができません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <p>政令で定める講習など</p> <p>①特定任意高齢者講習 ②運転免許取得者教育</p> <p>認知機能検査</p> <p>記憶力や判断力の低下があるかどうか測定する検査</p> <p>運転技能検査の対象の違反</p> <p>信号無視、通行区分違反、通行帯違反等、速度超過、横断等禁止違反、踏切不停止等・しゃ断踏切立入り、交差点右左折方法違反等、交差点安全進行義務違反等、横断歩行者等妨害等、安全運転義務違反、携帯電話使用等</p> </div>
P.273	<p>小型特殊自動車の「積載物の大きさと積載の方法」をつぎのとおり訂正してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>自動車の長さ×1.2以下 (長さ+前後1/10以下)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>自動車の幅×1.2以下 (幅+左右1/10以下)</p>  </div> </div>